

特記仕様書

第1章 総 則

第1条 この仕様書は下記業務委託に適用する。
業務委託名： 道維委託第1号 市道街路樹維持管理業務委託
委託場所名： いちき串木野市 市内一円 地内

第2条 本管理業務は、街路樹木の剪定、除草及び植栽等を施工するものである。

第3条 本管理業務は、年2回の作業として、適正な時期に剪定等するものとし、詳細については監督職員と協議すること。

第2章 剪 定 ・ 除 草

第1条 切り取った枝等は現場に放置せず、速やかに片付けること。

第2条 市民より苦情や要望があった場合は、監督職員と協議するとともに、早急に対応すること。

第3条 作業終了後は、作業区域にゴミ等が残らないよう清掃し、作業により発生したゴミ以外についても片付けること。

第3章 病 害 虫 駆 除

第1条 別紙「病虫害防除・駆除に関する特記仕様書」を参照すること。

第2条 作業中に、高木等に病虫害を発見した場合は、監督職員と協議すること。

第4章 共 通 事 項

第1条 作業終了後（1箇所ごと）において、監督職員と立会を行なうこと。その際、施工協議書を作成し、監督職員確認印をもらうこと。

第2条 作業中は、関係法令を遵守し、交通事故等のないように安全管理の対策を講じること。

第3条 業務完了届の提出する際に、業務内容書等・作業写真（全景・着手前・作業中・完了・施工協議書）を添付すること。

病虫害防除・駆除仕様書に関する特記仕様書

- 1 本仕様による対応する病虫害は、ケムシ類（クリケムシ・マツケムシ・アメリカシロヒトリ・チャドクガ等）スカシバ類（コスカシバ・オオスカシバ等）ハマキムシ類（クロハイロハマキ・チャハマキ等）アオムシ類（ハモグリガ・チヒガ等）アブラムシ類、うどんこ病、さび病を主とする。
- 2 上記以外の病虫害については、市監督員の指示で対応すること。
また、市監督員の承認を得た後、散布を実施すること。
- 3 使用する農薬は、発生した病虫害により、適切な薬品を使用すること。
また、市監督員の承認を得た後、散布を実施すること。
- 4 散布に当たっては、隣接民家の飼育する鳥類・魚類等の動物に対し、薬害のないよう充分注意し、万一事故発生の場合は、受託者の責任により処理すること。
- 5 一般的注意事項については、土木工事共通仕様書及び鹿児島県病虫害雑草防除基準に従うこと。
- 6 本仕様書に明記のない事項で擬義が生じた場合は、市監督員と協議し、その指示に従い施行すること。
- 7 農薬の安全使用については、「農薬取締法」（昭和23年法律82号）「毒物及び劇物取締法」（昭和25年法律303号）等に基づき、その適正な使用を行うものとし、次のとおり指針を定める。

I 基本的留意事項

- 1 病虫害の防除等に使用する薬剤は、農薬取締法に基づき登録された農薬を使用すること。
- 2 農薬の使用に当たっては、「安全使用基準」「適正使用基準」「水産動物の被害に関する安全使用基準」を遵守すること。
- 3 農薬の表示事項を遵守すること。
- 4 毒物及び劇薬取締法に基づき、指定された使用禁止農薬は使用しないこと。

II 本県における安全使用に関する留意事項

- 1 農薬取締法に基づき指定された「作物残留性農薬」「土壌残留性農薬」「水質汚濁性農薬」は使用しないこと。
- 2 毒物及び劇薬取締法に基づき定められた毒物に該当する農薬は、原則として使用することを避けるとともに毒性の低い農薬を優先的に使用すること。
- 3 防除等に当たっては、病虫害等の発生状況を勘案するとともに、耕種的防除法を

有効に組み合わせることにより、極力農薬の使用量の抑制に努めること。

- 4 登録の失効した農薬は使用しないこと。
- 5 農薬散布が広範囲にわたる場合は、周辺住民に対しての十分配慮を行うこと。
- 6 農薬の河川や湖沼への流出により水性動物に影響が及んだり、周辺への飛散による被害が生ずることのないよう、地形や散布時の気象に十分配慮し、必要最小限の使用に努めること。
- 7 特別の留意を要する農薬の使用に当たっては、留意事項を遵守すること。

Ⅲその他農薬使用に伴う留意事項

- 1 農薬は、農薬取締法第17条に基づき届出をしている販売業者から購入すること。
- 2 農薬は、農薬専用の鍵のかかる保管庫で保管すること。
- 3 散布面積に対し、過不足の生じない薬液量を調整するとともに全量を使いきる。
- 4 農薬の洗浄後の使用済み空袋やプラボトルは焼却処分とし、空きビンは廃棄物処理業者等に処分を依頼すること。
- 5 散布に使用した器具及び容器を洗浄した水、種子消毒等使用残の薬液は、河川等に流さず、地下水を汚染する恐れのない場所を選び、土中に埋設するなどの方法で処理すること。